

# 知事登録普通肥料生産の手引き

## 保証票の記載、表示について

I	肥料の内容の表示義務の概要	1
II	保証票の記載方法について	1
	【生産業者保証票】	1
	○生産業者保証票の記載例	5
	○原料の種類、材料の種類、名称及び使用量を保証票の外の箇所に記載する場合の記載例	6
	○表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件に該当する場合の表示事項記載例	7
	【指定配合肥料生産業者保証票】	7
	○指定配合肥料生産業者保証票の記載例	8
	参考【販売業者保証票】	9
	○汚泥肥料、登録外国生産肥料を除く普通肥料の販売業者保証票の記載例	11
	○指定配合肥料販売業者保証票の記載例	12
III	保証票の表示方法について	12

令和2年12月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

### <各申請・届出の提出先及び問い合わせ先>

千葉県農林総合研究センター検査業務課  
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9-4-1  
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

## I 肥料の内容の表示義務の概要

普通肥料については、肥料に「保証票」を添付するよう法令で定められています。

保証票には、肥料の種類や名称、肥料成分の量、生産(輸入)者の氏名や住所など、その肥料がどのようなものかを表示することになっています。

保証票の様式は、国内生産の場合、輸入の場合、汚泥を原料とする場合、袋の詰め替え等をした場合、指定配合肥料の場合などでそれぞれ様式が異なっています。それぞれの肥料に則した様式で作成する必要があります。

保証票は、肥料の容器または包装の外部に、縛り付け、縫い付け、貼付、印刷、記入等により譲渡先及び消費者に明示しておかなければなりません。

容器及び包装を用いないもの(トランスバック<フレコン>、バラ積み等)は、各荷口または各個ごとに保証票を記載した用紙等を荷受け方に渡します。

## II 保証票の記載方法について

### 【生産業者保証票】

肥料生産者は、普通肥料のうち、汚泥肥料、仮登録肥料、指定配合肥料、登録外国生産肥料(汚泥、仮登録含む)以外の肥料について、下記の決まりに従って記載した生産業者保証票を、肥料各個ごとに必ず付けて引受け方に渡してください。

ここでは、知事登録・届出の普通肥料にかかる保証票について解説します。

生産業者保証票について、知事登録肥料に記載が必要な事項及び記載順序は下記のとおりです。

生産業者保証票という文字

登録番号 登録証に記載された登録番号 例) 千葉県第1875号

肥料の種類 登録証に記載された肥料の種類 例) 加工家きんふん肥料

肥料の名称 登録証に記載された肥料の名称(ペットネームではありません)。

保証成分量 (%) 1) 登録証に記載された保証成分名を全てを記載。  
2) 保証成分量の表示桁数は登録証の保証成分量に記載された桁数までを表示。

原料の種類 1) 牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた肥料が入った普通肥料は、「農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料」として原料の種類を記載する必要があります。

例 (農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)  
蒸製骨粉、(骨灰)  
備考： 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。  
2 ( )内の原料は原料事情により使用しない場合がある。  
3 蒸製骨粉及び骨灰は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

2) 上記以外の「有機質肥料」は記載が不要(混合有機質肥料は必要)

3) 肥料の種類が「石灰質肥料」は記載不要。

4) 有機質肥料を原料とした窒素全量を保証する複合肥料の場合、原料が表1にある肥料の種類については、対応する統合表示名称で記載しますが、肥料の種類で表示することも可能です。原料が表1にない肥料の種類については、公定規格にある肥料の種類を記載します。使用する原料は上位5番又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、その他の原料を[ ]内に記載します。

原料が特殊肥料の場合、「特殊肥料等の指定」にある名称を、肥料以外の有機質原料の場合には、原料の実態に基づいて「副産有機質原料」等の名称を記載します。

5) 記載順は、製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に記載します。その際、「原料の種類に記載順は、製品に占める窒素全量の量の割合の大きい順である」旨を併せて明記してください。

6) 原料事情等により原料として使用しないことがある有機質肥料は、その旨を明記してください。その場合、その肥料の種類または統合表示名称に（ ）を付けて記載することができます。ただし、（ ）の数は3以下とします。また、記載した全ての肥料の種類または統合表示名称に（ ）を付けてはなりません。

7) 統合表示名称を記載した普通肥料について、その統合表示名称の次にくゝをつけて、くゝの中にその該当する肥料の種類を記載することができます。なお、くゝの中に種類を記載する場合には、該当する全ての種類を記載してください。

8) 窒素全量を保証する普通肥料を原料として使用する場合には、その肥料の種類を文字の次に〔 〕を付け、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、上記にしたがって記載してください。

表1 保証票に表示する原料の種類において、統合表示名称にて記載すべき肥料の種類と統合表示名称

肥料の種類	統合表示名称
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末	動物かす粉末類
肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類
大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	植物質類
とうもろこしはい芽及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゅかす粉末	

### 材料の種類、名称及び使用量

〔文字は、材料の種類による掲示条件により、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」、「材料の種類」のいずれかでも可〕

1) 材料の種類が、効果発現促進材、硝酸化成抑制材、組成均一化促進材、着色材のいずれかを使用した場合に記載します。

2) 効果発現促進材、硝酸化成抑制材については、その種類、名称、使用量を、組成均一化促進材、着色材については、その種類及び名称を記載します。

3) 材料の名称については、その最も一般的な名称で記載してください(参考：手引き-公定規格編-を参照)。

4) 材料の使用量については、材料の名称別に記載してください。

### 混入した物の名称及び混入の割合 (%)

肥料の品質の確保等に関する法律第25条ただし書の規定により公

**正味重量** 定規格で定められた異物を混入した場合に限り記載してください。  
 1) 容器または包装に入っている肥料の正味重量を、重量単位をつけて記載してください。容器または包装によらない場合も、荷口ごとの正味重量を記した保証票を渡してください。  
 2) 記載された正味重量を割り込むことは違反となります。  
 3) 容積の記載のみの表示をしてはいけません。

**生産した年月** 1) その肥料が生産された年、月を記載します。年は西暦(4桁、下2桁いずれも可)、和暦(年号併記、記号可)いずれでも構いません。  
 2) 保証票の記載順どおりに、または保証票の枠内に記載することが困難な場合には、「生産した年月」を保証票内の「登録番号」の上部に記載するか、または「生産した年月」の欄に記載箇所を表示のうえ、他の箇所に記載することができます。

**生産業者の氏名又は名称及び住所**  
 登録証に記載された氏名(名称)及び、住所(主たる事務所の所在地)を記載します。現状と異なる場合は、登録事項の書替交付申請等を行ってください。  
 なお、申請方法については別紙手引き-申請・届出編-を参照ください。

**生産した事業場の名称及び所在地**  
 1) 当該肥料が生産された事業場(申請書に記載した事業場)の名称及び所在地を記載します。現状と異なる場合は、変更の届出を行ってください。  
 なお、届出方法については別紙手引き-申請・届出編-を参照ください。  
 2) 保証票の枠内に記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、または「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができます。  
 3) 事前に農林水産大臣に届け出た「生産事業場の名称及び所在地」の略称を記載することも可能です(肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条)。

**その他**  
 1) 荷口番号や出荷年月を保証票内に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。  
 2) 商標、商号を記載することは可能です。

上記以外の事項を保証票内に記載したり、虚偽の記載をすることは違反です。

3) また、下記の普通肥料及び配合肥料については、肥料の入った容器・包装等に農林水産大臣の定める表示事項(肥料の品質の確保等に関する法律に基づく普通肥料又は指定配合肥料の表示事項)を必ず下記のとおり表示してください。

表2 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく普通肥料又は指定配合肥料の表示事項

普通肥料の区分	表示事項
石灰窒素が原料として使用された普通肥料 (原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。)	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。
たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず(粉末)が入っています。

	すから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないで下さい。
チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料	この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。
動物(ほ乳動物、家きん、魚介類)由来たん白質が原料として使用された普通肥料	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件(昭和59年3月16日 農林水産省告示第701号)及び、肥料取締法に基づく普通肥料又は指定配合肥料の表示事項(昭和59年3月30日千葉県告示第335号、改正平成26年11月21日千葉県告示第725号)

注) この表示事項は、保証票の枠の中に記載することができません。保証票の枠外に別途、確認できるように記載します(記載例：7頁)。

生産業者保証票の記載例(包装に縛り付け、縫い付ける場合)

○	
<b>生産業者保証票</b>	
登録番号	<b>千葉県第1875号</b>
肥料の種類	<b>加工家さんふん肥料</b>
肥料の名称	<b>有機鶏ふん肥料241</b>
保証成分量 (%)	<b>窒素全量 2.5</b> <b>りん酸全量 4.0</b> <b>加里全量 1.0</b>
正味重量	<b>20キログラム</b>
生産した年月	<b>20××年××月</b>
生産業者の氏名又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社</b> <b>千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場</b> <b>千葉市緑区大膳野町808</b>

保証票を包装または容器の外部  
2 c m } に縛り付け、または縫い付ける場  
以上 } 合を除き、この部分につけなくて  
- 下 - } もよい。

フォントサイズ：8ポイント以上  
フォント：指定なし

肥料の正味重量が6kg以下の場合  
は適宜の大きさ、フォントサイ  
ズは制限なし

生産業者保証票の記載例2(包装に印刷されている場合など)

<b>生産業者保証票</b>	
登録番号	<b>千葉県第1876号</b>
肥料の種類	<b>化成肥料</b>
肥料の名称	<b>有機入り複合肥料572号</b>
保証成分量 (%)	<b>窒素全量 5.0</b> <b>りん酸全量 7.0</b> <b>内く溶性りん酸 5.5</b> <b>加里全量 2.0</b> <b>内く溶性加里 1.8</b> <b>内水溶性加里 1.0</b>
原料の種類	<b>保証票の下欄に記載のとおり</b>
材料の種類、名称及び使用量	<b>保証票の下欄に記載のとおり</b>
正味重量	<b>20キログラム</b>
生産した年月	<b>上部シール部分に記載</b>
生産業者の氏名又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社</b> <b>千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場</b> <b>千葉市緑区大膳野町808番地</b>

※原料の種類または材料の種類、名  
称及び使用量の記載が困難な場合、  
記載箇所を表示の上、6頁記載例を  
参考に外の箇所に記載可。

※表示を要する普通肥料及びその表  
示事項を定める件に該当する肥料  
(原料)を使用した場合、表2：3～  
4頁の該当する事項を7頁記載例を  
参考に外の箇所に記載する。

※生産年月の記載が困難な場合、登  
録番号の上部に記載するか、記載箇  
所を表示の上外の箇所に記載可

※農林水産大臣に届け出た「生産事  
業場の名称及び所在地」の略称を記  
載することは可

生産業者保証票の記載例3（原料の種類、材料の種類等を記載する場合）

<b>生産業者保証票</b>	
登録番号	<b>千葉県第1877号</b>
肥料の種類	<b>化成肥料</b>
肥料の名称	<b>有機入り複合肥料582号</b>
保証成分量 (%)	<b>窒素全量 5.0 りん酸全量 8.0 加里全量 2.0</b>
原料の種類	<b>(窒素全量を保証するまたは含有する原料) 植物質類、動物 かす粉末類*</b> <b>備考 1生産に当たり使用された重量の大きい順である</b>
材料の種類、名称	<b>組成均一化促進材 石こう</b>
正味重量	<b>20キログラム</b>
生産した年月	<b>上部シール部分に記載</b>
生産業者の氏名 又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社 千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称 及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場 千葉市緑区大膳野町808番地</b>

**※大豆油かす及びその粉末、魚かす粉末という表記も可能**

原料の種類、材料の種類、名称及び使用量を保証票の外の箇所に記載する場合の記載例

(窒素全量を保証するまたは含有する原料)		
動物かす粉末類<蒸製毛粉、蒸製皮革粉、肉かす粉末、魚かす粉末>、植物質類<米ぬか油かす及びその粉末>、副産植物質肥料、化成肥料〔加工家きんふん肥料〕、(副産動物質肥料)		
備考：1 窒素全量の量の割合の大きい順である。		
2 ( )内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「動物かす粉末類<蒸製毛粉、蒸製皮革粉、魚かす粉末>、植物質類<米ぬか油かす及びその粉末>、副産植物質肥料、化成肥料〔加工家きんふん肥料〕となる。		
3 < >内は動物かす粉末類、植物油かす類の内容である。		
4 [ ]内は化成肥料の窒素全量を含有する原料である。		
5 蒸製毛粉は、鶏に由来するものである。		
6 蒸製皮革粉、肉かす粉末は、牛に由来するものである。		
(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)		
肉かす粉末		
備考：肉かす粉末は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。		
(材料の種類、名称及び使用量)		
(使用されている効果発現促進材)	キレート鉄(鉄として)	1.5%
(使用されている組成均一化促進剤)	ゼオライト	
(使用されている着色材)	ベンガラ	

## 表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件に該当する場合の表示事項記載例

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

注) この表示は、保証票の枠の中に記載することができません。保証票の枠外に別途、確認できるように記載します(記載を要する表示事項は表2：3～4頁参照)。

### 【指定配合肥料生産業者保証票】

肥料生産者は、普通肥料のうち指定配合肥料について、下記の決まりに従って記載した生産業者保証票を、肥料各個ごとに必ず付けて引受け方に渡してください。

指定配合肥料生産業者保証票について、記載が必要な事項及び記載順序は、下記のとおりです。

#### 指定配合肥料生産業者保証票という文字

肥料の名称 届出書に記載された肥料の名称。ペットネームではありません。

#### 保証成分量 (%)

1) 基本的に、原料に使用した普通肥料の保証すべき主成分について全て保証します。主成分以外のものは保証できません。

2) 保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料の主成分の保証成分量ごとに、配合割合を乗じた値を合算した値の80%以上100%以内(成分量の合算値が5未満の値の場合は50%以上100%以内)としなければなりません。

なお、りん酸や苦土は、原料肥料の組み合わせによって水溶性成分が非水溶性化する場合がありますので、可能性がある場合は問合せください。参考：肥料取締法施行規則第十一条第四項ただし書の規定に基づき指定配合肥料の保証の方法の特例を定める件(昭和59年3月16日告示第699号)

3) 窒素、りん酸、加里、有効苦土は保証成分量が1に満たない場合、アルカリ分は10に満たない場合、その成分を保証できません。

4) 保証成分量の表示桁数は、窒素、りん酸、加里、有効苦土、アルカリ分が0.1に満たない端数を切り捨てて表示してください。

#### 原料の種類

1) 当該肥料の原料が表1にある肥料の種類については、統合表示名称(表1)を、原料が表1にない種類については公定規格にある肥料の種類を記載します。指定配合肥料については「指定配合肥料」と記載します。原料は全て記載します。

2) 記載順は、製品に占める重量割合の大きい原料から順に記載します。その際、「原料の種類に記載順は、製品に占める重量割合の大きい順である」旨を併せて明記してください。

3) 原料事情等により原料として使用しないことがある有機質肥料がある場合には、その旨を明記してください。その場合、その肥料の種類または統合表示名称に( )を付けて記載することができます。ただし、( )の数は3以下とします。また、記載した全ての有機質肥料の種類または統合表示名称に( )を付けてはなりません。

4) 統合表示名称を記載した普通肥料について、その統合表示名称の次に〈 〉をつけて、〈 〉の中にその該当する肥料の種類を記載することができます。なお、〈 〉の中に種類を記載する場合には、該当する全ての種類を記載してください。

5) 指定配合肥料を原料として使用する場合には、指定配合肥料の文

字の次に〔 〕を付け、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、上記にしたがって記載してください。

**材料の種類、名称及び使用量**

記載方法は生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**正味重量**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**生産した年月**

- 1) 生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。
- 2) 保証票の記載順どおりに、または保証票の枠内に記載することが困難な場合には、「生産した年月」を保証票内の「肥料の名称」の上部に記載するか、または「生産した年月」の欄に記載箇所を表示のうえ、他の箇所に記載することができます。

**生産業者の氏名又は名称及び住所**

届出書に記載された氏名(名称)及び、住所(主たる事務所の所在地)を記載します。現状と異なる場合は、変更の届出をおこなってください。

なお、届出方法については別紙手引き-申請・届出編-を参照ください。

**生産した事業場の名称及び所在地**

- 1) 該当肥料が生産された事業場(届出書に記載した事業場)の名称及び所在地を記載します。現状と異なる場合は、変更の届出を行ってください。

なお、届出方法については別紙手引き-申請・届出編-を参照ください。

- 2) この他は、生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**その他**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです(3～4頁参照)。

**指定配合肥料生産業者保証票の記載例**

○	
<b>指定配合肥料 生産業者保証票</b>	
肥料の名称	<b>有機入り配合肥料351</b>
保証成分量 (%)	<b>窒素全量 3.0 りん酸全量 5.0 加里全量 1.0</b>
原料の種類	<b>植物質類、骨粉質類</b>
正味重量	<b>20キログラム</b>
生産した年月	<b>20××年××月</b>
生産業者の氏名又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社 千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場 千葉市緑区大膳野町808番地</b>

—木— } 保証票を包装または容器の外部  
2 c m } に縛り付け、または縫い付ける  
以上 } 場合を除き、この部分はつけなく  
—\*— } てもよい。

フォントサイズ8ポイント以上  
フォントの指定はなし  
(肥料6kg以下の袋の場合は適  
宜の大きさ、フォントサイ  
ズの制限もなし)

原料の種類、材料の種類、名称及び使用量を保証票の外の箇所に記載する場合及び、表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件に該当する場合は、生産業者保証票の項の記載例を参考にして下さい。

指定配合肥料生産業者保証票の記載例(原・材料の種類等を記載する場合)

○	
<b>指定配合肥料 生産業者保証票</b>	
肥料の名称	<b>有機入り配合肥料351</b>
保証成分量 (%)	<b>窒素全量 3.0 りん酸全量 5.0 加里全量 1.0</b>
原料の種類	<b>植物質類&lt;なたね油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末&gt;、骨粉質類&lt;肉骨粉、(蒸製骨粉)&gt;、指定配合肥料〔大豆油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末〕</b> <b>備考 1生産に当たり使用された重量の大きい順である</b> <b>2&lt;&gt;内は植物質類、骨粉質類の内容である</b> <b>3〔 〕内は指定配合肥料の原料の種類である</b> <b>4( )内は、原料事情等により原料として使用しないことがある</b> <b>5肉骨粉は牛に由来するものである</b> <b>(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 肉骨粉</b> <b>備考:肉骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである</b> <b>6蒸製骨粉は豚鶏に由来するものである</b>
材料の種類、名称及び使用量	<b>使用されている固結防止材 けいそう土</b>
正味重量	<b>20キログラム</b>
生産した年月	<b>20××年××月</b>
生産業者の氏名又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社 千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場 千葉市緑区大膳野町808番地</b>

大きさは8頁に示したとおり

参考【販売業者保証票】

肥料の生産、輸入行為は行わず、肥料を販売(譲渡)行為のみを行う者は、肥料販売業者の扱いとなります。販売業者は、保証票が付いた状態の肥料でも、

- ・容器、包装に入った普通肥料の封を開いたとき、
- ・容器、包装を変更(新しい包装に詰め替え)したとき、
- ・容器、包装のない普通肥料を新たに包装などしたとき、

以上の場合、販売業者が当該肥料の容器または包装の外部に販売業者保証票をつけなければなりません。

なお、入手した形態のまま販売(譲渡)する場合は、販売業者保証票を付けず、保証票が付いた状態のまま販売しなければなりません。

また、

- ・生産業者保証票、指定配合肥料生産業者保証票、輸入業者保証票及び販売業者保証票、指定配合肥料販売業者保証票等が付いていない肥料、
- ・記載が不明な普通肥料の引渡しを受けたとき、
- ・引渡しを受けた普通肥料が所有または管理中に保証票がなくなったとき、
- ・保証票の記載が不明となったとき、

などの場合、販売業者保証票を付ける必要が生じます。

なお、肥料を詰め替える際は、その肥料と異なる肥料、肥料原料、事故肥料が混ざることのないようにしてください(混ざった肥料は、配合したものとして新たに登録する必要が生じます。)

また、劣化した肥料や、肥料原料とならない異物が混入した肥料(事故肥料)は、事故肥料譲渡許可証を県知事に申請した上で、許可された場合、事故肥料成分票を付けて販売(譲渡)する必要がありますので、ご注意ください。

根拠法令：肥料の品質の確保等に関する法律第18条、同施行規則第11条、第11条の2

販売業者保証票には、登録の分類や肥料の種類により様式が異なります。

(イ)汚泥肥料、登録外国生産肥料を除く普通肥料の販売業者保証票(下記参照)

(ロ)汚泥肥料の販売業者保証票(省略)

(ハ)仮登録肥料の販売業者保証票(省略)

(ニ)指定混合肥料の販売業者保証票(下記参照)

(ホ)登録外国生産肥料の販売業者保証票(省略)

(ヘ)登録外国生産肥料の汚泥肥料の販売業者保証票(省略)

(ト)仮登録外国生産肥料の販売業者保証票(省略)

(イ)については、次項に記載必要事項及び様式を例示します。また、(ニ)について、様式を例示しておきますので、参考にしてください。その他については、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年6月20日農林省令第64号)の様式第11号を参考にしてください。

販売業者保証票について、知事登録肥料に記載が必要な事項及び記載順序は下記のとおりです。記載事項は、規定の大きさ以上の枠線で囲んでください。

**販売業者保証票**という文字

**肥料の種類** 普通肥料

**肥料の名称** 生産(輸入)業者保証票に記載された肥料の名称。ペットネームではありません。

**保証成分量(%)**

保証成分名全てを記載。保証成分量の表示桁数は登録証の保証成分量に記載された桁数までを表示。

**原料の種類** 生産業者保証票または指定配合肥料生産業者保証票に該当する場合、それぞれの本欄の内容と同じです。他の肥料については、肥料の種類等により該当する保証票の様式に従ってください。

**材料の種類、名称及び使用量**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**混入した物の名称及び混入の割合(%)**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**正味重量** 生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**生産(輸入)した年月** 生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**生産(輸入)業者の氏名又は名称及び住所**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**生産した事業場の名称及び所在地**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**販売業者保証票を付した年月**

本保証票を付けた(印刷済みの包装につめた、シールを貼った等)年月を記載します。

なお、保証票の記載の決まりに従い記載することが困難な場合には、「販売業者保証票を付した年月」を保証票内の「肥料の種類」の上部に記載するか、または「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示のうえ、他の箇所に記載することができます。

**販売業者の氏名又は名称及び住所**

届出書に記載された氏名(名称)及び、住所(主たる事務所の所在地)を記載します。現状と異なる場合は、肥料販売業務開始届出事項変更届を行ってください。なお、届出方法については別紙手引きを参照ください。

**その他**

生産業者保証票にある本欄の内容と同じです。

**販売業者保証票の記載例(汚泥肥料、登録外国生産肥料を除く普通肥料)**

○	
<b>販売業者保証票</b>	
肥料の種類	<b>化成肥料</b>
肥料の名称	<b>有機入り複合肥料572号</b>
保証成分量	<b>窒素全量 5.0</b>
(%)	<b>りん酸全量 7.0</b>
	<b>内く溶性りん酸 5.5</b>
	<b>加里全量 2.0</b>
	<b>内く溶性加里 1.8</b>
	<b>内水溶性加里 1.0</b>
原料の種類	<b>保証票の下欄に記載のとおり</b>
材料の種類、名称及び使用量	<b>保証票の下欄に記載のとおり</b>
正味重量	<b>10キログラム</b>
生産した年月	<b>20××年××月</b>
生産業者の氏名又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社</b>
	<b>千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場</b>
	<b>千葉市緑区大膳野町808番地</b>
販売業者保証票を付した年月	<b>20××年×△月</b>
販売業者の氏名又は名称及び住所	<b>株式会社房総肥料種苗商店</b>
	<b>千葉県館山市山本××番地</b>

—本— } 保証票を包装または容器の  
2 c m } 外部に縛り付け、または縫  
以 上 } い付ける場合を除き、この  
—業— } 部分はつけなくてもよい。

フォントサイズ：8ポイント以上

フォントの指定：なし

(肥料6kg以下の袋の場合は適宜の大きさ、フォントサイズの制限もなし)

原料の種類、材料の種類、名称及び使用量を保証票の外の箇所に記載する場合及び、表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件に該当する場合は、生産業者保証票の項の記載例を参考にして下さい。

## 指定配合肥料販売業者保証票の記載例

○	
<b>指定配合肥料 販売業者保証票</b>	
肥料の名称	<b>有機入り配合肥料351</b>
保証成分量 (%)	<b>窒素全量 3.0 りん酸全量 5.0 加里全量 1.0</b>
原料の種類	<b>植物質類、骨粉質類</b>
正味重量	<b>10キログラム</b>
生産(輸入)した年月	<b>20××年××月</b>
生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所	<b>千葉肥料株式会社 千葉市緑区大金沢町941番地1</b>
生産した事業場の名称及び所在地	<b>千葉肥料株式会社 千葉工場 千葉市緑区大膳野町808</b>
販売業者保証票を付した年月	<b>20××年×△月</b>
販売業者の氏名又は名称及び住所	<b>株式会社房総肥料種苗商店 千葉県館山市山本××××</b>

保証票を包装または容器の外部に縛り付け、または縫い付ける場合を除き、この部分につけなくてもよい。

フォントサイズ：8ポイント以上  
フォントの指定：なし  
(肥料6kg以下の袋の場合は適宜の大きさ、フォントサイズの制限もなし)

原料の種類、材料の種類、名称及び使用量を保証票の外の箇所に記載する場合及び、表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件に該当する場合は、生産業者保証票の項の記載例を参考にして下さい。

### Ⅲ 保証票の表示方法について

保証票は、肥料を包装または容器に入れる場合、その外部の見やすい場所に、印刷、貼り付け、縫い付け、針金・麻糸等で縛り付け、その他、包装または容器から容易に離れない方法で付けなければなりません。記入することも可能です。

包装及び容器を使わない場合は、その見やすい場所に付けてください(肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第9項)。

トランスバック(フレキシブルコンテナバック)やトラックバラ積みの場合は、必要事項を記載した、規定以上の大きさの保証票を印刷したものを譲渡先に渡すなど、必ず表示してください。